

# 独立行政法人会計基準の 中長期的課題について

平成27年5月

# 現行の独立行政法人会計基準について①

## 1.財務報告の目的

- 独立行政法人による業務の遂行状況についての適確な把握に資すること
- 独立行政法人の業績の適正な評価に資すること
- 独立行政法人通則法第44条にいう利益又は損失を確定するため、損益計算を行う

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」平成12年2月16日(平成27年1月27日)前文 抜粋

## 2.財務報告の特徴

- 独立行政法人は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないという点である。
- 独立行政法人は政策の実施主体であり、政策の企画立案の主体としての国と密接不可分の関係にあることから独立行政法人独自の判断では意思決定が完結し得ない場合が存するという点である。
- 独立行政法人には、毎事業年度における損益計算上の利益(剰余金)の獲得を目的として出資する資本主を制度上予定していないということである。
- 独立行政法人に対する動機付けの要請と財政上の観点の調整を図る必要があるということである。

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」平成12年2月16日(平成27年1月27日)前文 抜粋

# 現行の独立行政法人会計基準について②

## 独立行政法人における財産的基礎・資本及び利益の考え方

### 第18 純資産の定義

- 1 独立行政法人の純資産とは、独立行政法人の業務を確実に実施するために拠出された財産的基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成されるものであって、資産から負債を控除した額に相当するものをいう。
- 2 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類される。

#### <注12> 資本剰余金を計上する場合について

- 1 独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上する。

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」平成12年2月16日（平成27年1月27日） 抜粋

# 現行の独立行政法人会計基準について③

## 独立行政法人における財産的基礎・資本及び利益の考え方

### <注6> 資本取引・損益取引区分の原則について

1 独立行政法人は、公共的な性格を有し、本来的には利益の獲得を目的とせず、公的なサービスの提供を行うことを目的としており、運営費交付金及び補助金等による国からの財源措置が行われることが一般的である。このような独立行政法人においては、第一に、経営成績ではなく運営状況を明らかにするために損益計算を行うこととしている。このような観点から行われる損益計算においては、独立行政法人が中期計画、中長期計画及び事業計画(以下「中期計画等」という。)に沿って通常の運営を行った場合、運営費交付金及び補助金等の財源措置との関係においては損益が均衡するように損益計算の仕組みが構築されることとなる。また、政策の企画立案主体としての国との関係において、独立行政法人の独自判断では意思決定が完結し得ない行為に起因する収支等独立行政法人の業績を評価する手段としての損益計算に含めることが合理的ではない収支は、独立行政法人の損益計算には含まれないものとする。

2 また、独立行政法人においては、第二に、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第44条にいう利益又は損失を確定するために損益計算を行うこととしている。

3 このように独立行政法人においては、その運営状況を適正に示すという観点及び通則法第44条にいう利益又は損失の確定を適切に行うという観点から、その会計において、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならない。「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」平成12年2月16日(平成27年1月27日) 抜粋

# 現行の独立行政法人会計基準について④

## 独立行政法人会計基準及び監査基準の最新の検討状況

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく独立行政法人通則法の改正が平成27年4月1日に施行
- 上記閣議決定で示された、PDCAサイクルの強化、管理会計の活用、ガバナンスの強化等を実現するため、平成27年1月27日に独法会計・監査基準の改訂が行われた。

# 独立行政法人会計基準の中長期的課題①

## 中長期的検討課題

1. 企業の制度会計、国際会計基準の動向にいかに対応していくか
2. 国際公会計基準との調和に対する考え方の整理
3. 評価制度における財務報告の役割についての整理

## 当面の課題

1. 企業会計基準の改訂への対応
2. 今回の会計・監査基準の改訂の目的(PDCAサイクルの強化、管理会計の活用等)の実務上の適用状況に対する評価、課題の検討

# 独立行政法人会計基準の中長期的課題②-1

## 論点

### 1.財務報告の目的概念の検討、確認

- ◆ 業績の評価・・・独立行政法人の裁量に帰する業績の測定
  - 事前の計画に沿った運営が行われた場合損益均衡
  - 剰余差額の内容分析、スクリーニングの必要性
- ◆ 運営状況のみならず財政状況についても捕捉

### 2.財務諸表の構成要素等の概念整理

- ◆ 収益の意味・・・業務運営に必要な財源、委託された業務への対価
- ◆ 収益と費用との差額の意味
  - 利潤極大化の概念がない
  - 業務形態による違い・・・市場での適正な交換取引か
    - 組織目的による価格設定
    - 政策実施目的への配慮
- ◆ 純資産とは・・・独自の裁量に基づく拡大再生産がない
  - 出資目的、取得された資産
  - 資本取引、損益取引区分の原則

# 独立行政法人会計基準の中長期的課題②-2

## 論点

### 3.財務報告の対象範囲

- ◆ 財務報告の利用者との関係
- ◆ 意思決定有用性

### 4.企業会計、国際公会計基準との目的、概念等の異同の整理検討

- ◆ 原則として企業会計原則によるものとする(通則法第37条)
- ◆ 公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える
- ◆ 国際公会計基準の概念フレームワーク
  - IFRSとの関係
- ◆ 資産負債法と損益法アプローチ
  - 独立行政法人の財務報告の目的から見ていかに調和させるか

# 独立行政法人会計基準の中長期的課題②-3

## 論点

### 5. 独法評価における財務報告のあり方

#### ◆ 独立行政法人の評価の資する財務報告

- 成果が競争市場での交換取引として測定できない事業における
  - 成果指標の把握
  - 成果とコストをいかに対比するか
  - 財務報告にどこまで取り入れるか
  - 財務会計に取り入れた管理会計的手法をどう考えるか

#### ◆ 業務実績報告書と財務報告

- 定性情報と財務数値

# 国際公会計基準(IPSAS)の概要

参考

## 国際会計士連盟(IFAC)と国際公会計基準審議会(IPSASB)の概要

### 【国際会計士連盟(IFAC)】

1977年設立、JICPAは設立以来の会員団体

民間セクターの会計基準設定(IASBがIFRSを策定)以外の会計・監査に関する国際基準の設定とIFRSを含む国際基準の普及

### 【国際公会計基準審議会(IPSASB)】

国際会計士連盟(IFAC)内の常設機関(1986年設立)国際公会計基準の策定等

## IPSASの対象範囲

